

よこはまの水

発行 財団法人 横浜市水道会館
 社団法人 横浜市水友会
 横浜市南区南太田4-1-1
 TEL (714) 6861
 責任者 石井 栄一



撮影 高木 康

水はすべての生命の源

地球の水資源

太陽系の中で、水が液体の状態であるのは、地球だけです。地球上にある水の量は、およそ14億㎤であるといわれています。そのうちの約97.5%が海水であり、淡水は約2.5%です。淡水の大部分は南・北極地域などの氷や氷河としてあり、地下水

や河川、湖沼の水などの淡水の量は、地球上の水の約0.8%しかありません。さらに、この水のほとんどが地下水なので、河川や湖沼などの水として我々の周りにある淡水の量は、地球上にある水の量のわずか0.014%、約0.001億㎤にすぎません。

地球上の水は、太陽の熱で蒸発し、上空で雲となり、更に、雨や雪となって再び地上に降りてきます。そして、陸地に降った水が、河川や地下水を經由して海に戻っていきます。その途中の淡水が私たちの水資源になります。水は、生命にとって必要不可欠なものですが、人間活動は自然の水循環に対して少なからず影響を及ぼしています。今後、人類及び生態系が水の恵みを持続的に享受できるように、水資源を適切に利用していくことが重要です。

世界の水問題

国連開発計画によると、安全な飲料水を継続して利用できない人々が世界の人口の約6分の1、11億人もいます。また、きちんとした汚水処理が整備されていない地域に住んでいる人々は、26億人にもなります。

水と衛生設備を利用できないということは、生命を脅かし、人権を奪い、人間の尊厳を損なうことであり、人間や動物の排泄物で汚

染された水路や川、湖に頼ることを意味します。その結果、毎日約4000人の子どもの死亡し、開発途上国に住む人々の半数近くが健康問題を抱えています。また、水関連の病気に子どもたちの授業日が毎年のべ4億4300万日も失われるとともに、何百万人もの女性が毎日数時間を汲み取りに費やし、農作業などの経済活動に従事する機会を失っています。こうした水問題は貧しい国で特に深刻で、貧しい国の貧しい人々が貧困から脱出しようとするのを大

きく妨げています。現在の世界的な水問題は水不足だけではなく、灌漑や発電など人間の水利利用に伴い、川に水が流れなくなる事態が生じ、水辺に棲む生き物への様々な悪影響が報告されています。一方で、風水害によって毎年数万人の人々が命を落としており、その数は近年急増しています。また、国際河川(複数の国家の領土を流れる河川)の水利権、水分配をめぐる国家間の紛争が起きています。

水基本法の制定を

水は、海洋、大気、陸地を自然の摂理に従って絶えず循環しています。この連続した水循環を総体としてとらえ、健全な水循環の保全と再生を図る努力をしなければなりません。

地下水は地表水と一体となって水循環を形成しているにもかかわらず、現在、地下水は土地の権利に属すると見られており、健全な水循環を阻害する要因となっています。そのため、地表水も地下水

も「水は公共のもの」であるという概念を確立する必要があります。日本の水行政は、環境省(水質、生態系、廃棄物、浄化槽)、国土交通省(水資源、河川、下水道)、厚生労働省(水道)、農林水産省(用排水、水産)、経済産業省(工業用水、水力発電)等の縦割りの管理となっており、地方自治体においても中央政府の組織・施策に照応する体制となっています。

このため、水源開発、利排水施設の整備、治山・治水対策、森林の保全・整備等の水源保全対策、水質保全対策、地下水利用の適正化、雑用水利用の促進等の諸施策が個別的かつ画一的に実施されてきており、水資源管理や水環境保全が適切に行われていない現状にあります。このような現状の問題点を解決するために、水環境、水行政、水事業を統括する理念法として「水基本法」を制定する必要があります。

健全な水循環による「持続可能な共生社会」を実現していくため、わたしたちは、これからも粘り強く「水基本法」の制定に向かって国への働きかけを行っていきます。

